

利 用 規 定

施設相互利用契約書第 8 条第 2 項の規定に基づき、共有施設および相互提携施設の利用運営に必要な事項について利用規定を定める。

(利用上の基本原則)

第 1 条 別に定める管理規約第 2 条 (5) の共有者および (6) の利用者 (以下総称して「利用者」という) は管理規約および施設相互利用契約の趣旨にのっとり次条以下に定める事項を遵守し、もって良好な環境の維持増進を図り、利用者相互に快適な利用ならびにリゾートライフを享受できるよう務めるものとする。

(施設の名称)

第 2 条 この利用規定で使用する施設の名称は次のとおりとする。

- (1) 共有施設 : プロミネント車山高原の施設をいう。
- (2) プロミネント施設 : ウィスタリアンライフクラブプロミネントの名称を冠する共同所有方式または預託金方式の会員施設をいう。
- (3) WLC施設 : ウィスタリアンライフクラブ (プロミネントを冠しない) の名称を冠した会員制施設をいう。
- (4) ルーデンス施設 : フジタルーデンスクラブの宿泊対象施設をいう。
- (5) 相互提携施設 : 上記 (2)、(3)、(4) の施設をいう。

(宿泊利用券)

第 3 条 丙は甲に対し、共有持分 1 口について原則として年間 46 枚の宿泊利用券を発行する。

2. 利用者は宿泊利用券を利用施設の受付に提出することによって共有施設および相互提携施設を利用することができ、1 室 1 泊について 1 枚を必要とする。
3. 丙は甲が管理費その他諸費用を支払わない場合には宿泊利用券を発行しない。
4. 第 1 項の宿泊利用券の内訳は以下のとおりとする。

プロミネント施設分 26 枚 (26 泊分) (共有施設・プロミネント施設共通利用券)

相互利用施設分 10 枚 (10 泊分) (共有施設・プロミネント施設共通利用券・WLC施設共通利用券)

提携ホテル分 10 枚 (10 泊分) (ルーデンス施設利用券)

前記の宿泊利用券は原則として、それぞれの定められた施設にのみ利用できるものとする。また、宿泊利用券の内訳については将来相互提携施設の展開にともない丙が変更することがある。

5. 甲は施設相互利用契約書第 10 条第 2 項により相互提携施設の利用権の存続期間が満了してその延長がなされないときは、丙が発行する宿泊利用券は毎年 36 枚 (共有施設専用券) となる。
6. 利用者は上記の枚数を超えて各施設を利用することはできない。ただし、丙は甲の申し入れにより所有する共有施設のみ利用できる宿泊利用券を追加発行することができる。

(居室の利用)

第 4 条 利用者が居室を利用しようとするときは宿泊利用券に第 6 条に基づいて予約した宿泊日および利用者名を記載し、宿泊利用券をチェックイン時に受付に提出しなければならない。

2. プロミネント施設は年間 36 枚まで利用できるものとし、連泊できる日数は 3 泊 4 日を限度とする。ただし、空室のある場合はこの限度を超えて連泊利用できる。
3. プロミネント施設の通常期間の土曜日・休前日は原則として 1 口当り 3 室までの利用とする。

(利用料)

第 5 条 利用者は居室の利用に際して、居室の水道光熱費、リネン費等のサービス費および人件費等の費用に充てるため丙が定める利用料を丙に支払う。利用料は理由の如何を問わず払い戻さないものとする。

(居室の宿泊予約)

第6条 利用者は第7条に定める特定期間以外の通常期間の居室を利用するときは下記の各施設に電話またはその他管理者が定める方法にて宿泊予約をするものとする。

	時 期	場 所
共 有 施 設	利用日の1年前から前日まで (電話先着順)	現 地 施 設
プロミネント施設	利用日の1年前から前日まで (電話先着順)	現 地 施 設
W L C 施 設	利用日の1年前から前日まで (電話先着順)	現 地 施 設
ルーデンス施設	利用日の6ヶ月前から (電話先着順)	藤田観光株式会社の 指定するとおり

- 上記の電話受付場所、時期等については丙が変更することがある。その場合は事前に書面をもって丙は甲に通知するものとし、甲はこれにしたがうものとする。
- 共有施設・プロミネント施設・WLC施設の宿泊予約受付場所は下記のとおりとする。

ヴェルデの森	0460-82-2266	午前9時～午後6時
熱海	0557-82-2053	同 上
宇佐美	0557-47-2661	同 上
鳥羽	0599-26-4821	同 上
野尻湖	026-255-5091	同 上
箱根	0460-82-4453	同 上
プロミネント車山高原	0266-68-3770	午前11時～午後6時

(共有施設・プロミネント施設の特定期間の宿泊予約)

第7条 1年のうち下記を特定期間とする。

- 年末年始期間 : 12月31日～1月3日、1月の第2土曜日・日曜日(5日間)
 - ゴールデンウィーク期間: 5月1日～5月4日(4日間)
 - 夏休み期間 : 8月7日～8月16日(10日間)
2. 前項の特定期間の宿泊予約については、タイムシェアリング方式を導入するものとし、2泊3日を1ユニットとして、あらかじめ丙が送付するカレンダーに表示されたタイムシェア指定日に基づいて下記のとおり宿泊予約の申込みをするものとする。

	予 約 者	時 期	方法	場所・時間	備考
特 定 期 間	共 有 施 設 タイムシェア該当者	利用日の3カ月前から 利用日の2ヶ月前まで	葉書	現地施設	締切日必着
	共 有 施 設 タイムシェア非該当者	利用日の4週間前から 利用日の前日まで	電話	現地施設 11:00～18:00	先着順にて受付
	プロミネント施設 全会員	利用日の4週間前から 利用日の前日まで	電話	現地施設 11:00～18:00	先着順にて受付

- WLC施設およびルーデンス施設との特定期間の相互利用はできない。

(宿泊予約の取消し)

第8条 宿泊予約を申込者の都合により取消す場合は、共有施設・プロミネント施設・WLC施設については利用日の4日前までにタイムシェアについては利用日の8日前までにその旨予約窓口に連絡するものとし、それ以降の取消料については次に定める取消料を丙に支払うものとする。

- 利用予定日の3日前から利用予定日の前日まで、タイムシェアについては7日前から前日までに取消した場合は利用料相当額(利用料×人数×利用日数)の50%
 - 利用予定日当日に取消した場合は利用料相当額(利用料×人数×利用日数)
2. ルーデンス施設については乙が別に定めるところによるものとし、詳細については宿泊券裏面記載のとおりとする。

3. 共有施設・プロミネント施設・WLC施設については土曜日・休前日を含む2連泊の予約分の金曜日・休前前日の取消しは土曜日・休前日も取消したものと扱う。
4. 利用者は乙または丙の指定する方法にて取消料を丙に支払う。なお、その支払いなき場合には、乙または丙は甲の保証金をもって弁済に充当することができる。ただし、甲は保証金との相殺を主張することはできない。

(宿泊予約・宿泊契約締結の拒否)

第9条 管理者は、次に掲げる場合に於いて、宿泊予約ならびに宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この利用規定によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室が用意できないとき。
- (3) 利用者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (4) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力であるとき。
- (5) 利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 利用者が、法人でその役員のうち暴力団員または暴力団関係者に該当する者があるとき。
- (7) 利用者が、当施設従業員に対し、暴力的要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(補償義務)

第10条 利用者は第2条の各施設の清潔な保持および維持管理に務めなければならない。

2. 利用者が故意または過失によって第2条の各施設に損傷を与えた場合は甲は利用者と連帯して補償するものとし、補修費用を乙または丙の指定する方法にて乙または丙に支払う。ただし、甲は保証金との相殺を主張することはできない。
3. 利用者が第2条の各施設に損傷を与え、または損傷を発見したときは直ちにその施設の受付に届け出なければならない。

(一般的注意事項)

第11条 利用者は施設の利用について次の事項を注意すること。

- (1) 居室の出入口のドアの施錠は自己の責任において行い、鍵は外出時、チェックアウト時に受付に戻すこと。
- (2) 居室の出入口のドアおよび窓の開閉は静かに行うこと。
- (3) 廊下、階段および居室内においては静穏を保つこと。
- (4) テレビ、ラジオ、楽器等の音量は他の利用者に迷惑にならないよう配慮すること。
- (5) 深夜における入浴、廊下の通行、居室の出入口について他の利用者の迷惑にならないよう注意すること。
- (6) 居室における冷暖房器具、給水栓等の取扱いについて充分注意すること。
- (7) 居室、廊下、階段等の清潔保持に留意し、また維持管理に努力すること。

(手荷物または携帯品の保管)

第12条 利用者がチェックアウトしたのち、利用者の手荷物または携帯品が宿泊施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。なお、宿泊施設が廃棄された物であると認めるものは、宿泊施設の判断で破棄することがあります。

(禁止事項)

第13条 利用者は次の行為をし、またはさせてはならない。

- (1) 居室を保養のための宿泊以外に利用すること。
- (2) 第2条の各施設に損傷を与え、落書き、汚染などをすること。
- (3) 居室およびセンター棟施設内の家具、備品等を用途以外に使用し、または外部に持出すこと。

- (4) 飲酒状態でプール、大浴場等の施設を利用すること。
- (5) 寝間着、水着等で受付、レストラン周辺に出入りすること。
- (6) プール、レストラン等の施設内に飲食物を持込むこと。
- (7) 入墨をした者がプール、大浴場等の施設を利用すること。
- (8) 廊下、階段等に私物を放置すること。
- (9) 他の利用者の迷惑になる騒音、煤煙等を発生させる行為をすること。
- (10) 動物、鳥類を持込むこと。
- (11) 居室内に炊飯器、トースター等の調理器具を持込むこと。
- (12) 発火、爆発の恐れのある危険物、または悪臭のある物品等を持込むこと。
- (13) 窓の外側に洗濯物等を出し、または手摺に衣類等をかけること。
- (14) 丙が定める投棄方法によらないで塵芥、厨芥等を投棄すること。
- (15) 窓から物を投げたり、落とすこと。
- (16) 居室内の諸設備の栓、スイッチ等を解放のまま放置し、または外出すること。
- (17) 機械室、電気室その他立入禁止の場所に立入ること。
- (18) 丙が定める場所以外に駐車すること。
- (19) 施設および宿泊利用券をもって営業行為を行うこと。
- (20) 公序良俗に反する行為、その他ほかの利用客に迷惑をかけ、または不快の念を抱かせる行為をすること。

(休館日)

第 14 条 丙は、共有施設、プロミネント施設、WLC 施設についてはそれぞれの施設の整備・保守・法定点検、全館消毒等のため必要に応じて、施設の全部または一部を休館する場合がある。ただし、その場合丙は事前に実施時期、期間等につき施設内の所定の場所にその旨を掲示するか、または共有者に書面にて通知するものとする。

2. ルーデンス施設についての休業日の扱いは、それぞれの施設の規定によるものとする。

(違反に対する措置)

第 15 条 丙は利用者がこの規定に定める事項に違反し、または違反しようとするときは当該利用者に警告を行い、中止させ、もしくは原状回復を求めることができるものとする。

2. 利用者の故意または過失によって第 2 条の各施設の他の利用者に損失を与え、もしくはこれらの施設に損害が生じたときは、共有者はその利用者と連帯して損害賠償の責めを負わなければならないものとする。

(遅延損害金)

第 16 条 第 8 条第 4 項、第 10 条第 2 項、第 15 条第 2 項の支払いが遅延した場合の遅延損害金は年利 18% の割合とする。

(改廃)

第 17 条 この利用規定は丙が改廃できるものとし、この場合丙は実施日の 1 ヶ月前までにその理由、内容、実施時期を明らかにした書面によって共有者に通知するものとし、あわせて各施設内の所定の場所にその旨を掲示し趣旨の徹底を図るものとする。

平成 15 年 5 月 一部改定
第 6 条 1 項
第 7 条 1 項、2 項
第 15 条

平成 21 年 7 月 一部改定
第 9 条 (1) ~ (8)
第 12 条

平成 22 年 4 月 一部改定
第 8 条 1 項 (1)

平成 15 年 12 月 一部改定
第 6 条 3 項

平成 29 年 6 月 一部改定
第 6 条 1 項